

議案参考資料（その2）

- 一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の改正概要（第105号議案関係）……………（1）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）（第105号議案関係）……………（2）
- 一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）（第105号議案関係）……………（4）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）（第105号議案関係）……………（6）
- 市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）（第105号議案関係）……………（7）
- 新中地区公民館（仮称）位置図及び配置図（第106号議案及び第107号議案関係）……………（8）
- 新中地区公民館（仮称）平面図（第106号議案及び第107号議案関係）……………（9）
- 入札結果（第106号議案関係）……………（10）
- 入札結果（第107号議案関係）……………（11）
- 公用車の交通事故について（第113号議案及び第114号議案関係）…（12）

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例
の改正概要（第105号議案関係）

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層に重点を置いて給料表の改定（平均0.2%の増）を行う。

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

			6月期	12月期	合計
一般職	H30	期末	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	4.45月（現行4.40月）
		勤勉	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）	
	H31以降	期末	1.30月	1.30月	4.45月
		勤勉	0.925月	0.925月	
特別職	H30	期末	1.575月（支給済み）	1.775月（現行1.725月）	3.35月（現行3.30月）
	H31以降	期末	1.675月	1.675月	3.35月
再任用	H30	期末	0.65月（支給済み）	0.80月（改定なし）	2.35月（現行2.30月）
		勤勉	0.425月（支給済み）	0.475月（現行0.425月）	
	H31以降	期末	0.725月	0.725月	2.35月
		勤勉	0.45月	0.45月	

(3) 宿日直手当

国家公務員等の例により、勤務1日あたり4,200円を4,400円に改定する。

(4) 平成27年給与制度の総合的見直しの際の昇給抑制の回復

平成27年4月1日に昇給を抑制した職員（55歳に達した職員を除く。）の昇給を1号給上位の号給とする。

2 実施時期

- (1) 月例給及び宿日直手当 平成30年4月1日
- (2) 期末勤勉手当 平成30年12月期
- (3) 昇給抑制の回復 平成31年4月1日

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円）を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間以内の場合はその勤務1回につき2,200円とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては6,300円）を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間以内の場合はその勤務1回につき2,100円とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p>

改正後

給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

改正前

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当) 第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>

改正後

3～5 略

改正前

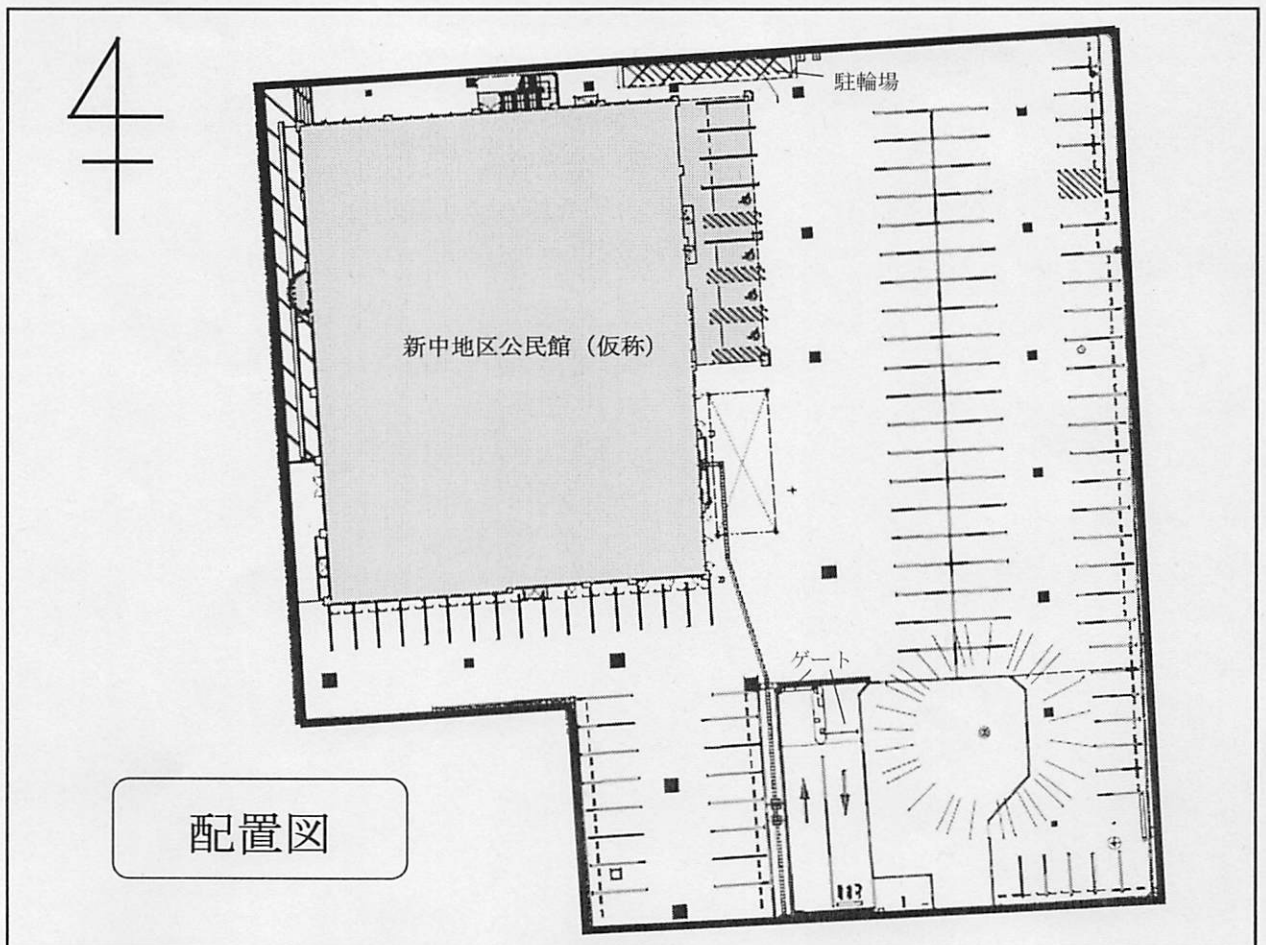
3～5 略

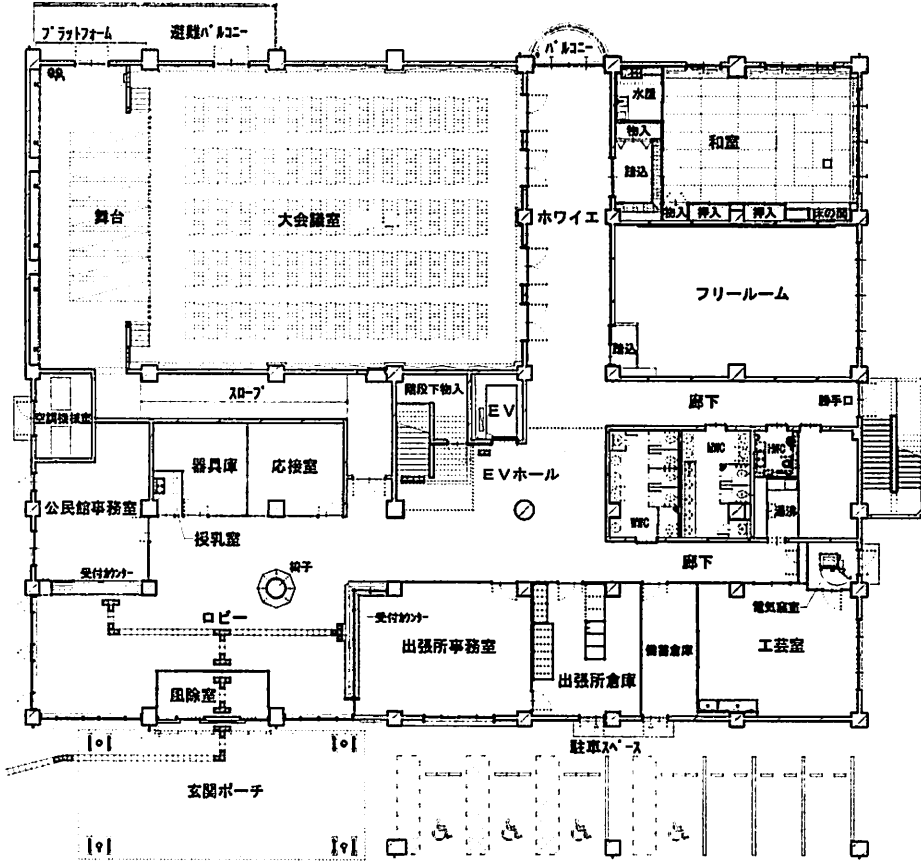
市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>

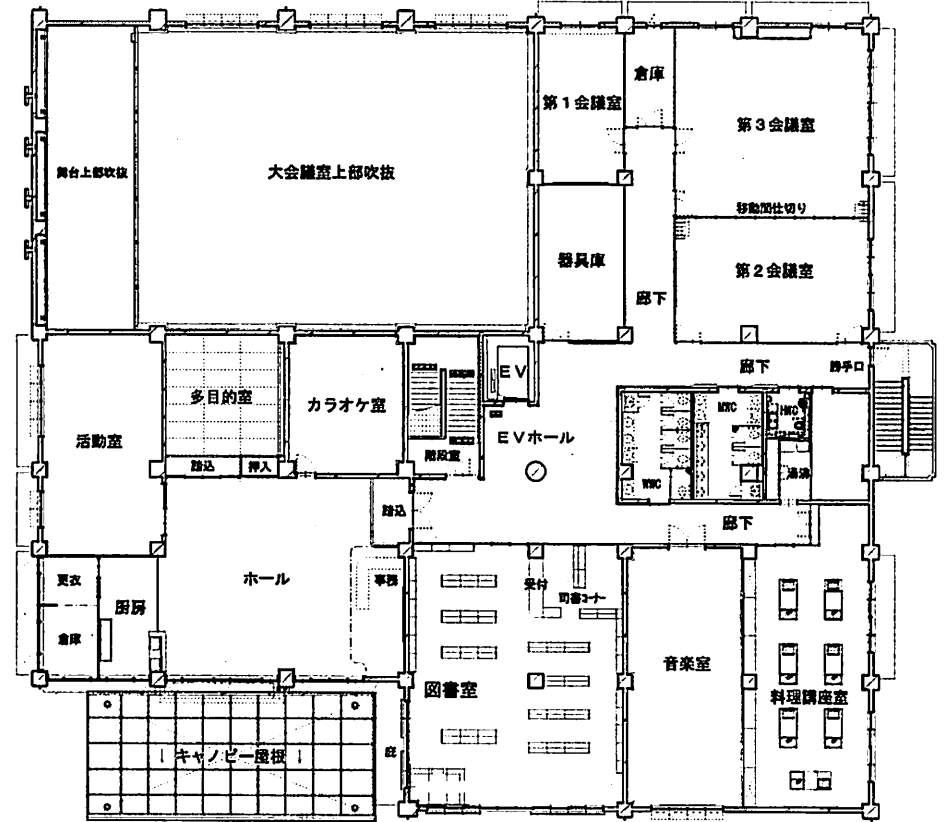
市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。</p>





1階平面図



2階平面図

入札結果

一般

工 事 名	新中地区公民館（仮称）建築工事			
開札日時	平成30年11月16日（金） 午後1時30分			
工事場所	大村市古賀島町133番地31			
設計額（税込み）	673,722,360 円			
予定価格（税込み）	673,722,360 円			
予定価格（税抜き）	623,817,000 円			
最低制限価格（税抜き）	564,007,000 円			
決定金額（税抜き）	598,000,000 円			
No.	業者名	第1回金額(円)	第2回金額(円)	摘 要
1	伸栄・瀬尾・ライトハウジング建設工事共同企業体	561,600,000	2	最低制限価格未滿
2	高瀬・県央グリーン・西特定建設工事共同企業体	562,880,000	3	最低制限価格未滿
3	富永・和間・田中特定建設工事共同企業体	560,577,000	1	最低制限価格未滿
4	平山・宮本・里脇特定建設工事共同企業体	598,000,000	5	落札
5	岡山・小森・野中特定建設工事共同企業体	563,680,000	4	最低制限価格未滿

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

入札結果

一般

工 事 名	新中地区公民館（仮称）設備工事			
開札日時	平成30年11月16日（金） 午後1時40分			
工事場所	大村市古賀島町133番地31			
設計額（税込み）	176,110,200 円			
予定価格（税込み）	176,110,200 円			
予定価格（税抜き）	163,065,000 円			
最低制限価格（税抜き）	147,394,000 円			
決定金額（税抜き）	147,680,000 円			
No.	業者名	第1回金額(円)	第2回金額(円)	摘 要
1	高瀬・正真特定建設工事共同企業体	147,680,000	2	落札
2	九電工・共立水道建設工事共同企業体	149,550,000	3	
3	九州テクノ・谷野電機空調特定建設工事共同企業体	146,933,000	1	最低制限価格未滿

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

公用車の交通事故について（第113号議案及び第114号議案関係）

1 経緯

平成30年3月16日午後1時15分頃、本市こども未来部非常勤職員の運転する公用車が大村市赤佐古町42番地付近の交差点を右折する際、対向車線を直進してきた■■■■氏（以下「相手方①」という。）が運転する■■■■氏（以下「相手方②」という。）所有の軽乗用車と当該公用車の左前部を接触し、当該軽乗用車に損傷を与え、相手方①に打撲、捻挫等の怪我を負わせた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が交差点を右折する際、目的地の建物が見えたので、これに気を取られ、直進車を見落としたことによるものである。

事故発生後、相手方①及び相手方②と事後措置について協議を行い、下記3の内容により示談した。なお、当該職員には、今後細心の注意を払って運転し、二度とこのような事故を起こさないよう厳重に注意した。

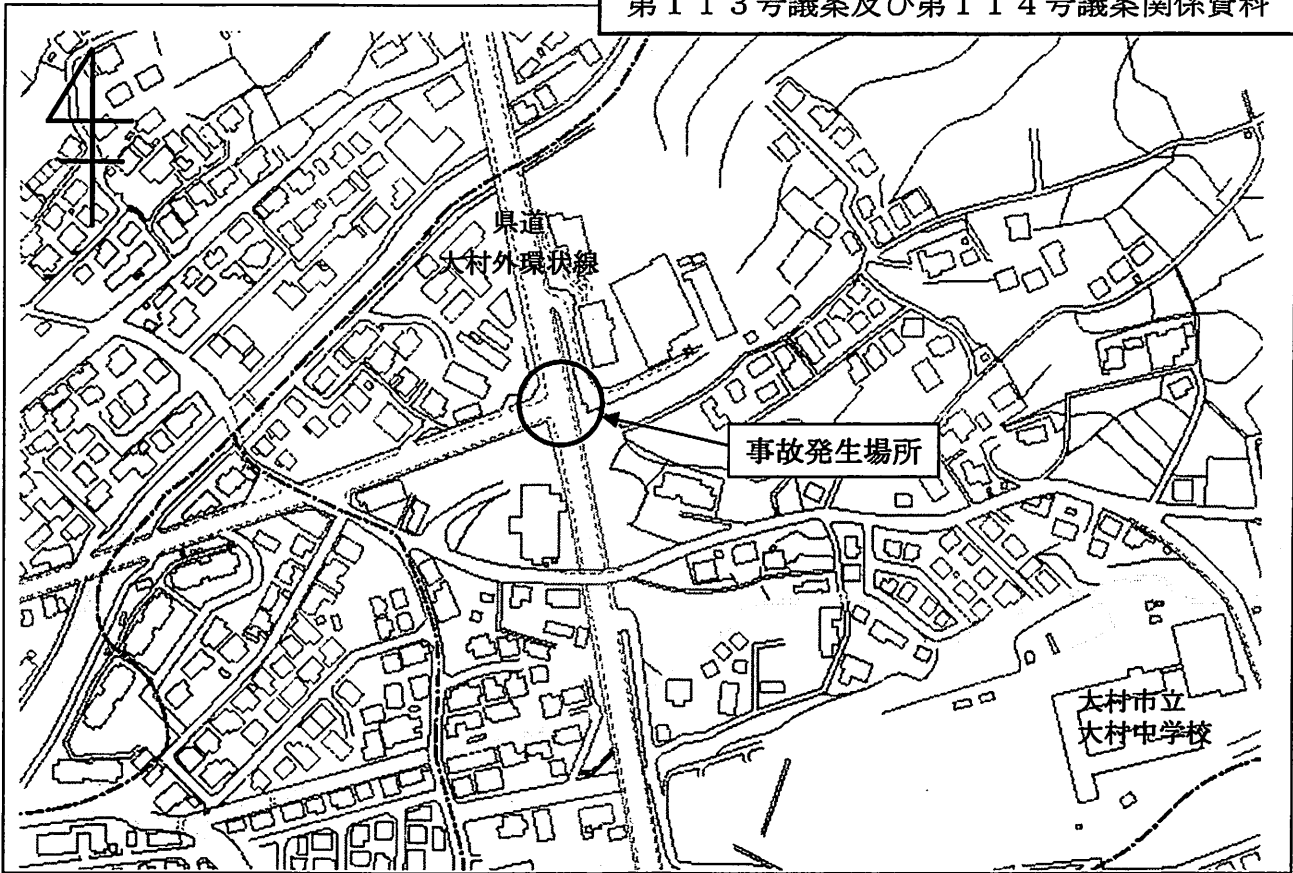
3 示談内容

(1) 第113号議案関係

大村市は、相手方①に対し、治療費（692,658円）、休業損害（592,800円）、慰謝料（1,242,400円）その他（11,830円）の合計額2,539,688円の9割5分に相当する額2,412,704円を損害賠償金として支払う（全額保険対応）。

(2) 第114号議案関係

大村市は、相手方②に対し、車両時価額等（1,310,000円）、レッカー費用（12,096円）及び代車費用（320,000円）の合計額1,642,096円の9割5分に相当する額1,559,991円を損害賠償金として支払う（全額保険対応）。



詳細図

